

平成 27 年度 第 1 回 市川市 環境審議会 会議録

稲葉課長 ただいまから、「平成 27 年度第 1 回 市川市環境審議会」を開催させていただきます。

本日でございますが 4 名の委員さんから、ご欠席のご連絡をいただいておりますので、まず皆様にご報告をさせていただきます。ご欠席の委員さんですが、後藤委員、大野委員、中島委員、宍戸委員の 4 名でございます。なお、後藤委員におかれては大学の用務にて公務が重なり、出席できないと、また、大野委員におかれましては医師会用務で同じく欠席をさせていただくということでございました。また、中島委員、宍戸委員におかれても所用のためご欠席ということで、皆様によりしくお伝え下さい、とのことでございましたので、ご報告をさせていただきます。

なお、委員総数 17 名のうち半数以上の 13 名の御出席でございます。市川市環境審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、本日の会議は成立いたしますことをあわせてご報告を申し上げます。

それでは市川市環境審議会条例の規程に基づきまして会長より議事の進行をお願いいたします。

鮎川会長 ありがとうございます。

会長の鮎川と申します。千葉商科大学の政策情報学部で環境を教えております。新しいメンバーになって、また本年度も是非よりしく願います。

それでは、平成 27 年度第 1 回市川市環境審議会を開会いたします。

先程、事務局からのご報告がありましたように、本日は 4 名の委員が欠席でございます。委員の半数以上のご出席がございますので、市川市環境審議会条例第 6 条の規程により本会議は成立しております。

次に、会議の公開・非公開について、検討いたします。

本日の審議事項「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しについて」は、個人情報等の非公開条件等はありません。

公開ということでよろしいでしょうか。

【 「異議なし」の声あり。 】

ご了承いただきましたので、審議事項につきましては公開といたします。
本日の傍聴者は何名でしょうか。

稲葉課長 いらっしやいません。

鮎川会長 それでは、議題を進める前に、本日の予定について事務局からご説明をお願いいたします。

稲葉課長 それでは引き続きまして、私、稲葉の方から、今年度の全般の予定を含めまして、また、本日の予定も含めまして、ご説明を申し上げます。

まず初めに、今年度全般の予定でございますけれども、本年度につきましては昨年度末になりますが、2月に開催をさせていただきました平成26年度第3回環境審議会におきまして、「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直し」につきまして既に諮問させていただいているところでございます。この諮問を受けまして、今年度は本日を含めまして3回の予定でございますが、ご審議をいただき、また、答申としてまとめていただければと考えております。

なお、このほかにつきましても環境施策に関する基本的事項等につきまして審議依頼等が発生しました際には、また改めて審議会の開催ということで皆様にはお願いしたいと思っておりますので、その時は日程の調整も含めまして、早めにご連絡をさせていただきたいと思っております。

それでは次に本日の予定でございますが、本日は既にお配りさせていただいております次第に従いまして、この後ご審議をお願いするものでございます。なお、議事終了予定時間につきましては午後3時頃ということで予定をさせていただいております。どうかご協力、またご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

鮎川会長 ありがとうございます。

ただ今の事務局の説明では、本日の審議を含めて年内3回の審議で、平成26年度に諮問のあった市川市の温暖化対策に関する計画について、答申までまとめていくということです。国においても6月2日に温室効果ガスの排出削減目標に関する草案が示されたところでもあり、地域から積極的に温暖化対策に取り組んでいくために、今の計画を見直していくには絶好の機会だと思います。限られた時間の中ではありますが、しっかりと審議を進めていきたいと思えます。実質的には今日を入れて、あと1回が本当の審議で、最後は多分、答申についてのことになると思います。ですから、非常にタイトなスケジュールだと思います。

それでは、議題を進めます。

「次第の2 審議事項について」、事務局からご説明をお願いします。

稲葉課長

それでは、引き続きまして、私、稲葉より説明をさせていただきます。

なお、事前にお配りをさせていただいております資料でございますが、まずこちらのA3の見開きのものがございます。こちらカラー印刷をされております概略改訂版と右の上を書いてあります、こちらの資料と、あと資料1、資料2、資料3、資料4を主に使いまして説明をさせていただきます。

それではまず、こちらのカラー版の概略版、こちらの方をご覧いただきたいと思います。

こちらの概略改訂版につきましては、既にこの資料の中にも何点か書き込んでございますが、前回の諮問の際には、2011年が直近のデータとして載せさせていただいておりました。なお、それ以降に統計処理等を更に加えて、2012年、更に2013年度のデータを追加することをしまして、また国の統計データの見直し等もございましたので、若干、過去のデータにつきましても再試算をさせていただいたというものでございます。主な変更点につきましては、赤字あるいは赤の下線で示しておりますが、こちら前回の諮問案につきまして若干修正を加えたものでございます。

それでは、今回の計画案につきまして改めて概要を説明をさせていただきます。

まず一番目、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは、ということでございますが、一行目にありますとおり、第二次市川市環境基本計画の中に示された地球温暖化対策に関する分野（地球にやさしいまち）について具体的な施策を示したものでございます。

二番目、計画の基本的事項といたしましては、本市から排出される温室効果ガスの排出抑制等に向け、市民・事業者・市の各主体による取り組みを総合的かつ計画的に推進して行くことを目的としてございます。

なお、計画期間は、平成28年度から32年度までの5年計画とさせていただきます。

次に3番目の、計画の将来像でございますが、先程申し上げましたこの計画自体は5年計画ではございますが、地球温暖化対策につきましては、将来を見据えて、色々な施策、事業を実施して行く必要があるということから、2050年度に向けた持続可能で低炭素な社会の形成を目指し、将来像として、自然と文化に育まれ、活力に満ちた 低炭素なまち いちかわ、というものを案としてご提示をさせていただいております。

次に4番目の、計画の基本目標でございます。先程申し上げた将来像を実現して行くための3本の柱でございます。まず1本目でございますが、基本目標1としまして、低炭素なエネルギー対策の推進、2本目の柱は、低炭素なまちづくりの推進、そして3本目の柱が、低炭素なエネルギー対策とまちづくりを推

進する人づくり、でございます。

それでは、資料をめくっていただきまして、裏面のほうをお願いいたします。

5 番目、市川市の二酸化炭素の排出量の現況について、冒頭申し上げましたとおり、2012 年、2013 年度それぞれのデータ、統計処理ができましたので、こちらに掲げさせていただいております。まず、上のグラフでございますが、市川市の二酸化炭素排出量の経年変化を棒グラフで表しております。単位は千トン-CO₂でございます。なお、2011 年度に比べまして、2012 年度、281 万 9 千トン-CO₂となっておりますが、対 11 年度比でプラスの 4.4%でございます。同じく 2013 年度でございますが、282 万 3 千トン-CO₂、こちらも、2011 年度比で申し上げますとプラスの 4.6%という状況でございます。なお、その下のグラフですが、こちら 1990 年度を 100 とした場合のそれぞれの、部門ごとの増減について折れ線グラフで表示をしております。こちら 2012 年、更に 2013 年度それぞれデータがまとまりましたので、掲載をさせていただいております。見ていただくとお分かりになりますとおり、民生家庭部門が 1990 年レベルから比べますと 172 ですので、1.72 倍になっていると。同じように見ていただきまして、民生業務部門が 152、その下、運輸部門が 127、廃棄物部門は 1990 年レベルと一緒に 100 ということでございます。最後に一番下、産業部門がかなり減っておりまして、38 という状況でございます。

続きまして 6 番目の、市川市の二酸化炭素の排出量の削減目標について少しだけご説明を申し上げます。

目標について、まず基準年ですが、平成 17 年、2005 年度を基準年度としてございます。その下に、短期目標、中期目標、長期目標、それぞれ掲げてございますが、まず短期目標につきましては、この計画、5 年計画ですので、この 5 年、2020 年度までに 15%、これは基準年 2005 年度に対して 15%削減するという目標を掲げております。あわせて中期目標でございますが、こちらは 2025 年度までに 20%を削減する。更に長期目標、これは先程の将来像というところとも関連してまいります、長期的な目標といたしまして、2050 年度、つまりこれから 35 年後に 70%まで削減するというかなり意欲的な目標を掲げております。

続きまして、右のページをご覧ください。

7 番、計画の施策体系（市の取り組み）について、

縦軸それぞれ、将来像、基本目標、施策目的、取組項目という順番で並べてございますが、将来像、それから基本目標は先程申し上げたとおりでございます。基本目標 3 本の柱にそれぞれ施策目的というものを体系付ける形になっております。まず基本目標 1 につきましては、施策の目的といたしまして、公共施設・事業者等への対策の推進と低炭素住宅の推進という二つの中柱を据えてございます。基本目標 2 につきましては、3 つの柱をその下に置いております。

緑地の保全及び都市緑化の推進、交通対策の推進、循環型社会形成の促進の 3 つの柱でございます。その下、基本目標の 3 につきましては、二つの中柱でございます。市民・事業者との協働の推進と環境学習の推進・環境情報の発信・実践行動の促進でございます。それぞれの下に取組項目というものを位置づけておりまして、トータル 25 項目ということになってございます。

それではその下の 8、各基本目標における取り組みの指標について簡単に説明いたします。

先程申し上げました施策目的ごとに取り組みの指標というものを設けてございます。例えば、一番目の公共施設・事業者等への対策の推進という柱の下には、こちらにも掲げました取り組みの指標として、公共施設における再生可能エネルギーの導入数、現状 20 施設に対して 2020 年度までに 25 施設にするというような指標を設定してございます。また、基本目標の 2 につきましては、緑地の保全及び都市緑化の推進という施策目的に対しまして、都市公園面積というものを指標にあげてございます。こちらにも現状と目標を見ていただければ分かりますが、現状 147.34ha に対しまして、2020 年度までに 229.60ha にするというような指標、目標でございます。続いて基本目標 3 でございますが、こちらは市民・事業者との協働の推進という施策の目的に対しまして、環境活動推進員の啓発回数というものを掲げております。こちらは回数として、現状 95 回を 100 回にするというような目標でございます。またあわせて、環境学習の推進・環境情報の発信・実践行動の促進という部分に対しましては、市民の方々がいつもエコライフに取り組んでいるとお答えいただける世帯数の割合を現状は 50%ほどでございますが、2020 年度、5 年後には 65%まで上げていきたいというような目標を掲げております。

それでは、その裏、裏面のほうをお願いいたします。

9 番といたしまして、地球温暖化に対する適応策の推進でございます。こちらにも記載させていただいておりますとおり、温暖化対策につきましては、なかなかその効果が現れるまでに時間的なものがございます。本日もところにより集中豪雨ということになっておりますけれども、こうした日本における、ここ最近のゲリラ豪雨等についても、温暖化が原因ではないかというように言われておりますが、こうした点、或いは健康、熱中症の問題等につきましては、温暖化対策とともに、平行して対応していかなければいけない問題であるというように認識をしておりますので、対応策の項目ということで、大きく 4 項目をあげさせていただいております。まず先程申し上げました熱中症等の防止、軽減について健康対策という項目をひとつあげてございます。その下には、先程申し上げましたゲリラ豪雨等の災害対策というものを適応策の項目としてあげてございます。更に農業対策についても、やはり天候が不順であったり、急激

に暑くなったり、また、雨が多かったり少なかったりということで農作物への影響というものもあわせて考えております。また、今までの3項目をトータルする形で、自然の生態系に対する対策ということも掲げてございます。

その下、10番目としまして地球温暖化対策がもたらすコベネフィット、括弧書きで副次的効果と書かせていただいておりますが、こちらの効果についてもこの計画の中では述べさせていただいております。例えば、運輸・交通部門で言いますと、エコドライブ等を通じて事故を防止する、減らす、また渋滞の緩和につながるというようなことも温暖化対策からくる副次的な効果であるというように認識をしております。また、都市機能の集約化ということであれば、中心市街地等の活性化、これが地域経済にもたらす効果も大きいのではないかと考えております。更に3番目でございますが、省エネルギー対策ということで、こちらについては中に何点か書かせていただいておりますけれども、やはり健康面への影響ということも見逃せないというふうに考えておりますし、そういったことが最終的には医療費等の節約にもつながるものと考えております。最後に、再生可能エネルギーの導入につきましては、やはり雇用の創出、或いはこれも地域経済の活性化につながるものと考えております。また、その下には個別の取り組みについて、それぞれあわせて記載させていただいております。

最後に11番目、計画の推進体制を載せさせていただいております。向かって左側、ブルーで書かせていただいているのが、市役所内、庁内推進体制でございます。また、右側に書かせていただいておりますのが、協働という双方向の矢印で示しておりますが、市民・事業者等との連携によって対応していく部分でございます。庁内推進体制につきましては、市長の下に環境調整会議、これは副市長を会長といたしまして関係部長で組織する環境調整会議を置き、更にその下に関係部署の課長で組織します市川市地球温暖化対策推進会議というもの置いて、庁内が一丸となって対応していく推進体制としてございます。また、右側におきましては、こちら既に組織されておりますが、市民・事業者・関係団体、そして市が一緒になって組織をしております、市川市地球温暖化対策推進協議会がまずベースとなりまして、また、それぞれ関係する市民・事業者・団体等と強い連携のもとにこの温暖化対策を進めて行くというような組織体制でございます。

それでは引き続きまして、資料1をお願いいたします。

諮問案に対する審議内容及び意見の内容ということで、前回の2月に諮問をさせていただいたときの主な意見、委員さんからの意見、また、その会議後の意見書等の内容を、それぞれの章ごとに整理をさせていただいております。本当に時間の都合がございますので、簡単に申し上げます。

まず、中段の第2章、計画の基本的事項は、計画案で言いますと9ページ目になりますが、計画の目的が温室効果ガスの排出抑制でなく、最終的に温暖化の防止であればそのことを明示すべきではないかと、特に二酸化炭素吸収源対策の追加は必要ではないかと、というようなご意見を頂いております。

また、第4章、二酸化炭素の削減目標の設定に関する部分でございますが、それはその後の意見書の中で、バックキャストिंगの考え方をを用いて、2050年の目標を最初に書き、そこから遡る形で、逆算して2030年の目標設定、更に2020年度目標設定といった考え方も必要ではないかというようなご意見をいただいております。

続きまして裏面をお願いいたします。

こちら第5章に絡む部分でございますが、低炭素なエネルギー対策の推進というところで、こちらはその後の意見書の中で、再生可能エネルギーの対象を広く、地中熱、下水熱、太陽熱、河川熱、海水熱、工場廃熱等に広げるべきではないかというようなご意見を頂いております。また、あわせて市に電気事業者、市による電気事業者の育成等も必要であるというようなご意見も頂いております。その下、低炭素なまちづくりの推進の部分に関しましては、国産の木材の利用促進、あるいはその後の意見書の中では、緑を増やすインセンティブの導入、これは支援策であったり補助金制度であったりというものが含まれると思いますが、そういった導入も必要ではないかというようなご意見を頂いております。また、その下、低炭素なエネルギー対策とまちづくりを推進する人づくりの部分ですが、学校での環境学習の推進がやはり重要であるというようなご意見を頂いております。また、第6章、計画の推進方策のところでございますが、その後の意見の中で、審議会を進捗評価の手続の中に位置づけるべきではないかというようなご意見も頂いたところでございます。

それでは、駆け足になって申し訳ありませんが、資料の2をお願いいたします。

諮問後の国内外の動向につきまして、簡単に資料としてまとめましたので、ご報告を申し上げます。

まず、日本の温室効果ガス削減目標と対策について、ということですが、この27年6月2日に開催をされました地球温暖化対策推進本部、政府の推進本部におきまして、日本の約束草案というものが取りまとめられました。その内容でございますが、枠で囲った中でございます。まず、削減目標につきましては、吸収源の確保も含み温室効果ガス全体で26%の削減をします。これはいつまでかと言いますと、下のほうに目標年度がございまして、2030年度までに、基準年2013年度ベースで26%の削減をしていくというものでございます。なお、市川市の諮問案と比較するために、2005年度比というものもあげられて

おりますが、2005 年度比で申し上げますと、25.4%ということでございます。
なお、エネルギー起源の CO₂ の排出削減については同じく 2013 年度比では 25%削減、2005 年度比では 24%削減というものが国で示された約束草案でございます。なお、対象となる目標年度なのですが、2030 年度、国の実施期間は、2021 年の 4 月 1 日から 2031 年の 3 月 31 日までの 10 年間でこの目標を達成して行くというものでございます。対象範囲につきましては、全ての分野でございます。また、対象ガスにつきましては 7 種類でございまして、この 7 種類につきましては、市川市の諮問案と同一、一致しております。

それでは、裏面をお願いいたします。

(3) といったしまして、日本の最終エネルギー消費量及び電源構成比というものもあわせて示されてございます。特に表のほうの下段のほうでございまして、総発電電力量、2013 年度に 1 兆 650 億キロワットアワー程度が見込まれております。その電力を供給するための電源構成比がその下に載っておりますが、再生可能エネルギーが 22%から 24%程度、詳細についてはその下に書いてございます。それから原子力が 20%から 22%、火力発電については、石炭が 26%、LNG が 27%、そして石油は 3%というような、2030 年度にこのような電力構成比を見込んでいるということでございます。

続きまして、資料 3 をお願いいたします。

諮問案と国の削減目標の比較でございます。先ほども申し上げましたとおり、国のほうで、私どもの諮問案以降に、2030 年度というのをひとつの目標年度としてあげられております。また、その際の目標値なども示されておりますので、市の中期目標を更に 5 年延ばした 2030 年で、今回改めて試算をさせていただいております。その市における試算値と国が示した約束草案のそれぞれの比較をするために、この資料を作らせていただきました。今回ご提示をいたしましたのがこの表の②の諮問案改定版の部分でございます。まずこちらをご覧くださいなのですが、先程申し上げました中期目標として掲げた平成 37 年度、2025 年度がちょうど表の中央部になっております。縦軸に、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門、廃棄物部門、産業部門というそれぞれの部門ごとに並べてございます。更に、2005 年、基準年に対しての増減、削減率というものを示してございます。例えば、目標年における民生家庭部門、これは 2025 年ですが 26.5%の削減という目標でございますが、右にいつていただきまして、国とあわせて更に 5 年後、2030 年の目標年にあわせて試算をし直しますと、民生家庭部門においては 38.8%の削減目標ということになります。同じようにそのまま下に目を移していただきたいのですが、民生業務部門につきましては 2025 年が 43.1%の削減に対しまして、2030 年では 58.0%の削減。それから運輸部門につきましては、こちらは削減ではありませんが、2025 年は 5.5%の増に留めるという

ものを 2030 年は 6.1%の増に留めるというものでございます。更に廃棄物部門で申し上げますと、2025 年 27.9%の削減に対しまして、2030 年 31.3%、産業部門については 20.4%の削減に対して、2030 年は 21.2%の削減、というような試算値が出てございます。なお、その下に二酸化炭素排出量、トータルの排出量の削減率もあわせて示しておりますが、2025 年については基準年 2005 年に対して 20.1%の削減になるのに対しまして、2030 年、つまり 5 年後は 24.6%の削減になるという推計試算でございます。なお、一番右の国の約束草案要綱との比較、一番下の二酸化炭素排出量で比較していただきますと、先程も申し上げました国においては 24%ですので、市川の 2030 年、今回推計をいたしました計算値に基づきますと、概ね国の削減目標を達成しているということでございます。

次に資料 4 でございます。

続きまして今回の市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定のスケジュール案について、今回改めて皆様にお示しをさせていただきたいと思っております。

まず本日 1 回目、ちょうど表の中央部ですが、7 月の 3 日が今年度第 1 回目の環境審議会でございます。その下に、パブリックコメントとなっておりますが、7 月の 18 日の広報にパブリックコメントを行ないます、というようなご案内をさせていただく予定でございます。なお期間といたしましては翌週の火曜日、7 月の 21 日の火曜日から 8 月の 20 日木曜日までの 1 ヶ月を予定しております。なお、公式ウェブサイト、また、市政情報センター、更に私ども環境政策課の執務室等で、必要に応じて閲覧が可能であるということでございます。

なお、今後の審議でございますが、冒頭にも申し上げましたとおり、3 回の審議の中で答申案をまとめていただきたいというのが私ども事務局からの勝手ながらのお願いでございます。

なお、期間でございますが、先程のパブリックコメントの結果等も含めて、9 月の中旬以降に第 2 回の審議会、更にできれば、年内に第 3 回目の審議会を開催させていただければ大変ありがたいと考えております。

なお、この計画の策定スケジュールですが、何とか 27 年度中の策定、そして先程申し上げました 28 年度から 32 年までの 5 年計画ということで、実際にこの計画に位置づけられた施策事業を実施してまいりたいと考えております。

なお、今回資料 5 も付けさせていただいておりますけれども、こちらは昨年度の 3 回の審議の項目、概要でございます。こちらにつきましては、あくまでも参考として今回載せさせていただいておりますので、時間の関係から、私からの説明は割愛とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

鮎川会長 ありがとうございました。

ただ今事務局から、諮問後の国の動向や約束草案と市の計画案の対比などについてご説明がありました。今後の審議会の進め方としましては、本日は温暖化対策について、市川市はどのように取り組んで行くべきなのか、諮問案でいえば、計画の将来像や基本目標から二酸化炭素削減目標の設定に関する考え方までを中心に審議を進めたいと思います。

次回の審議会で施策や推進体制について、第3回の審議会では、全体を通しての審議と答申の取りまとめまでやっていければと思っております。

また、今回は委員の一部改選があり、前回の2月の諮問から時間も経過しておりますので、資料1－2、これは私が出した意見書のことなのですが、これを元に、少し、そこで出された意見を確認した形で振り返ってみたいと思います。ただし、これを書いた時点は2月くらいだったので、その後、情報収集を進めていく中で考え方に変化もありましたので、それも併せて話させていただきたいと思います。

まず、資料1についてです。これは本文の資料4の概略になっている、ということなのですが、ここで、3の将来の計画像というところで、一人当たりの排出量を2005年度の6トンを2050年には2トンに減らすなど、こういう目標が書いていなかったの、書くべきであると私は書いたわけなのですが、実際、よくお聞きすると、市川市の排出量データというものは、国のデータから按分したもので、実際の実排出量ではないということが分かりました。それだと、こういう一人当たりの目標とか、そういうトンだとか、何パーセントだとか目標を市で掲げても最終的にそれを確認する手法がない、ということと、そういうデータが実際に市川市として持っていないということであるとすると、こういう数値目標を書き込むということはあまり意味がない、と今ではちょっとそう思っています。むしろ基本目標1、2、3に書かれている対策の推進の様な、こういう割と漠然としたと言っては申し訳ないですが、そういう目標のほうが適切なのかなと、今はちょっと考えております。それに続いて、適応策について述べているのですが、これも適応策についてこの4ページ目の9番に書いてありますが、これももう少し皆で議論して、最低限どこまでやったほうがいいのかということを議論する必要があるかなと思います。その次にまたデータの話に戻りますが、5のところに市川市の排出量の現況というのがありますが、これ自体が結局市川市が実際に測定したものではなくて、国の排出量のデータから按分して、千葉県のものから色々按分してということなので、そういう意味では、市川市の人口とか、これからの2030年までの人口がどういう風に推移するかとか、そういうこととか、ものすごく難しい計算を市の方がしてくださったと思います。そういう数字です。そういう風に

踏まえて見ていただきたいと思います。

ここでは私の個人的な意見なのですけれども、今回はそういう数字で話をしますが、次回見直すことがあるとしたら、やはり何らかの形で市川市の正しい正確な排出量というものをなるべく把握できるような、何か目途を作るというか、そういう方向を作っていただきたいと思います。

それで、市川市の取組みについては、目標というのを数値目標ではなくて、むしろ私が批判していた例えば、基本目標 3 のところで、エコライフ活動の推進とかエコライフの実践率とか、そういうことを何回するかとか、こういったある意味で漠とした目標というか、そういうことを進めて、そして更に再生可能エネルギーとか交通の整備とか道路の整備とか、あと石原委員がおっしゃったように吸収源対策として森林の活用とかそういうような具体的に目に見えるところでの目標を具体的に活動の中に入れて、そこで数を述べる。諮問案は実際にそうなっています。例えば、公共施設における再生可能エネルギーの導入数を 20 から 25 施設に増やすとか、そういうような形で色んな目標を立てていかざるを得ないというか、それしか今はできないというか。そういうように今は思っております。そういうようなことを色々議論しましたが、今、訂正させていただきます。

また、再生可能エネルギーについては、あらゆる可能性を調べたほうがいいと書いています。資料 1 の低炭素なエネルギーの対策のところ、熱の利用ということが国全体としても遅れているので、むしろ市という、市川市という小さなところのほうがやりやすいので、こういう目標を掲げて、街づくりを熱の効率利用ということをベースに再開発の機会などを使って、地域冷暖房とか地域熱供給を取り入れていくと非常に省エネ対策になるのではないかとということと、吸収源対策ということで、市川市内に森がないとしても、市川周辺とかあるいは千葉県まで広げるとかなり森林が一杯ありますので、千葉県産の木材を使った公共施設を普及させるというようなことを目標に掲げるとか、そういうようなことをやれば、市川市としてではなくて千葉県全体として、森林、林業の復活、そこに雇用が生まれて、新しい木質バイオマスなどのエネルギー源にもなるし、肥料にもなるし、そういうようなことができるのではないかとことがひとつです。

その次に私が述べたのは、来年から電力の小売りが自由化になるということであるので、例えば市川市そのものが電気事業者になる案もあるのではないかと。そうすると、市川市の中であらゆる資材、自然資本を使って循環型のエネルギー社会を作れるのではないかと。そういう意味で、電気事業を市川市がある意味で民間委託するとか、非常に難しいテーマですが、長期目標として、考えたらどうかと。そうするとエネルギーの観点で自立した市川市ってことがで

きるのではないかと。その様なことも提案しました。

それから、66 ページの循環型社会についてなのですが、そこに関してはごみ問題しか取り扱っていませんが、実際問題は物流などの事業者が皆市川市に拠点となるような倉庫があって、商品をみな市川市外に運んでいってしまうという業種により、ビジネス、商売が市川市の外に流れてしまうようなこととか、それで各地に交通渋滞がすごく発生しているとか、人とかお金とか市川市内ではなく市川市が通過点となっているようなことがある。資金や収入とかがある意味市内でぐるぐる回って行くというそういう循環型社会にすると、その市川市の中にお金が回って行くということもあって、それには例えば農林水産業の地産地消ということで、これは難しいといわれたのですが、市川市の産直モールがある、そういうような場所を一ヶ所作って、ここには市内でできたものが全部集まっていますよ、というような場所があれば市川市外からも市川市って何を作っているのだろうって人が来たりとか、お金も落ちていくのではないかと、そういう提案をしました。

低炭素住宅に関しても、各家庭が省エネ及び創エネをするようになれば、そしてそれを IT 化するという、いわゆる将来のスマートコミュニティというような観点で考えて行くと、市川市が非常に先進的な自立型省エネ・創エネの街づくりが出来るのではないかと、そういうことをちょっと書いた次第です。

交通対策についても、防災の観点からも道路の拡張とか自転車道を整備して自転車での移動をしやすいすると、交通渋滞も少し減るのではないかとという風に思います。今、自転車の事故が起きているということで、自転車事故を取り締まるほうから始められてしまっていて、国としては、自転車道を整備するということをやる前に自転車を規制強化する方向になっているので、反対じゃないかなと。市川市としては自転車道を整備して、自転車で走り回れる街にしたい。そうするともう少し CO₂の少ない交通対策ができるのではないかと。ちょっと色んなことを書かせていただきました。私としては項目を毎回ひとつに、例えば基本目標 1 を今日やるとか、基本目標 2 を 2 回目にやるとか、審議会を進めていきかけたのですが、時間的にちょっとタイトなので今日は先程言ったように、市川市の計画の将来図とか削減目標をどうするかとか、私が提案したデータの問題ですけど、その辺を中心に審議を進めていければと思っております。よろしいでしょうか。

福田副会長 今の会長の説明の中で、事務局に説明していただきたいところがあります。

市川市の排出量データは国・県のデータをいただいて、人口などの割合で按分したということで、市川市独自のデータを把握していないのではというのが一点あります。そのことに関する質問をひとつ。それと、CO₂の排出量は係数に

よって変化する、係数が変われば排出量も変わってくる。ですから、エネルギーの使用量を削減目標にした方がよいのではと、それが二点目です。この点についての事務局の考え方を説明していただけますか。他の委員も分からないかと思いますから。よろしくお願いします。

稲葉課長

私のほうから説明をさせていただきます。

まず、独自のデータの問題でございますけれども、まず独自のデータとして市川市内で実際に消費されたエネルギー量等で把握をしているのは都市ガスのデータのみでございます。その他、電力、あるいは灯油、LPG 等につきましては先程もございましたとおり基本となるのは千葉県の統計データでございます。千葉県の統計データから世帯数等で市川市に置き換えて按分をして推計をしている、というのが実態でございます。なお、電力会社につきましては、1990年代まではそれぞれ個別にデータの公表がされていたのですが、2000年以降、特に家庭等への電力の販売量、家庭の電力の消費量等につきましては、現在データを公表していないという状況ですので、先程申し上げたとおり、千葉県として全量での統計データは把握されておりますので、こういったデータを基に按分、推計しているという状況でございます。これについては灯油も同じでして、例えば県庁の所在地、千葉県で言えば千葉市のデータというものはございます。そういったデータから、世帯数あるいは一世帯当たりの人数等を実際の市の状況と比較検討した上で市川市の数字に置き換えているというような状況でございまして、先程会長のほうからもございましたとおり、あくまでも按分して推計した統計上のデータであるということでございます。

それから2点目のエネルギーの使用量ということで、先程、現時点での、諮問案ですとあくまでもCO₂に換算した値で目標を立てておりますが、これにつきましては、現在ご存知のとおり、原子力発電所が1基も動いていないという状況の中で、9割が火力発電で賄っているということになります。そうしますと、それぞれの石炭、それから石油、LNGそれぞれございますが、いずれの燃料を燃やしてもCO₂が出てしまうということですので、その電源供給に関わるCO₂の排出量を係数という形で示されております。これは3.11以前の状況ですと2割強が原発が稼動していたということもございまして、その時と比べますと、今は係数上で1.4倍くらい上がっておりますので、同じ使用量を使っていたとしても、CO₂の量は発電ということを考えますと1.4倍に増えているという状況でございます。2030年度までに国では色んなエネルギーミックスと言っておりますが、どの様なエネルギーでどのように発電していくかというような目標を立てておりますが、この目標どおりいくかいかないかということもございまして、先ほどのCO₂の排出量、同じように市民に電気を使っていただく、節

電をしていただいても、このエネルギー政策によって CO₂に換算すると数値がかなり変わってきてしまうというような状況でございますので、先程、会長、副会長からもありましたとおり、事務局といたしましても、CO₂で把握していくというのは勿論必要ですが、それとともに、市民あるいは事業者の活動の努力というものを比較する上では、やはり自分たちの使用量、活動量というものもあわせて見ていくということも重要ではないかというようには考えております。以上でございます。

鮎川会長 皆様いかがでしょうか。皆様のご意見をちょっとお伺いしたいと思います。

長友委員 市議の長友でございます。

これまでの審議資料が大量にあるので細かいところは読み切れていませんけれども、今、会長からコメントがありましたけれども、賛成です。そういったことを踏まえてですね、3つコメントしたいと思います。

まずひとつは削減目標ですね。A3の資料ですと6番目です。これは2025年の市としての削減目標が書いてあります。ここでは、最初の行に、国際社会における動向等を踏まえてと書いてありますが、国際社会の動向をどの様に踏まえてこの削減目標に反映されたのかが分らないです。後の資料で、国の目標設定の説明がありましたけれども、国の目標値と同じにしておけばいいかということで市の目標を設定されたような感じがあります。世界の状況も書いてあるのですが、ヨーロッパもEUということで一括りになっていて、この市の目標と比べて高いのか低いのかちょっと分かりにくいのです。例えばドイツと比べると、遥かに日本の目標は低いです。その低い日本の目標に合わせていればいいという考え方があるのではないかと思います。世の中にグローバルという言葉があるように、地域というのは世界の地域と直接つながるとか、或いは意識して自分の地域を発展させて行く、そういう時代になってきている。だから国が設定した目標と世界の高い目標値を一応見た上で、市の目標をどう設定したか、その関係をきちんと説明する必要がある。出来れば、国のレベルじゃなくてももっと高いところに市の目標を設定することが望ましいと思います。

2番目に、重点項目がわかりにくい。市の5の項目を見ると、明らかに絶対値としては産業部門が一杯CO₂を排出している。それから、グラフで見れば、民生家庭部門がすごく勢いよくCO₂排出量が伸びています。この辺を削減して行くなど重点目標を設定していったほうがいい。重点的に産業部門のCO₂を削減するとか、民生家庭部門の増加率を圧縮して行くなど、メリハリが効いていたほうが効果が出るのではないかと思います。

それから3点目、会長のコメントと同じですけれども、コベネフィット、10

番に関係すると思いますが、3番にも4番にも雇用創出とありますが、今の時代はまさに第3の産業革命に入っていて、第1産業革命は石炭であり、第2産業革命は石油です。第3は再生可能エネルギーということで、産業革命はエネルギーの転換の時期に来ている。まさに今、再生可能エネルギーという新しい時代に差し掛かっていて、これから産業として伸びる分野です。そういった捉え方が必要だと思います。もちろん地球温暖化を抑制するという観点でCO₂を削減しなければならない、その義務を果たしつつ産業を成長させて、経済を成長させて税収を増やして、そして社会保障の拡充をしていく。もう少し積極的な言い方をすれば、再生可能エネルギーは儲かるということをちゃんと説明していく。儲かるということを市民、事業者にもきちんと言って、導入する人がどんどん出てくる、それによって再生可能エネルギーが増えて、CO₂が削減されていく。成長産業なのだというのを積極的にアピールする必要があると思います。それがCO₂削減目標を達成する原動力となっていくと思います。

鮎川会長

ありがとうございました。

2014年は世界的に再生可能エネルギーが大幅に増えた年だということです。EUは、2013年度比で5%排出量が減ったという報告があります。また、全世界的に見ても排出量がそれほど伸びなかったという報告がつい最近IEAから出ました。これは過去40年間で、経済的な不況なしにCO₂排出量が減ったというのは初めてであり、その成果というのが再生可能エネルギー及び創エネルギーによるものではないか、というようなことが書いてありました。

他の方がいかがでしょうか。ご意見はありますか。

片岡委員

今、長友議員、鮎川会長のお話を伺って、大変勉強になりました。私も再生可能エネルギーの問題や、国はどうしても原発を推進しなければいけない、そういう恒常的な課題というのは表になってないこともあるというのは認識しており、行政側がそういうことは進めにくい、表立って言えないことがあるということは立場として察しています。ですから、なおさら、市や、あるいは市民代表の方、医療関係代表の方、農業部門代表の方がいらっしゃるこの場でこそ、この様な機運が盛り上がらなければ行政が動けないということがあるのではないかなと思います。まず、この現状と行政がリーダーシップを取ってやっていくことが難しい、国の方針とねじれ現象を起こしてはいけないということで、お話をさせていただきたいと思います。

長友議員が仰っていましたが、再生可能なエネルギーは儲かるという話もありましたが、再生可能エネルギーではない、再生できないエネルギーで、本当

に世の中が続いて行くのかどうか、再生することが生命の定義のひとつですが、その生命が存続する上で、再生可能でないエネルギーをずっと使い続けて、生命が生命であり続けることはできないと思っています。私たちは命を再生している以上、再生可能なエネルギーというものを強く選択していかなければならないという意思を、私はここで明らかにしていきたいと思います。国では、2030年度の総発電量の推計が、1兆キロワットアワーという目標で、どうして人口が削減していく中で、15年後にまた発電量を増やして原発を復帰しなければいけないのか。非常に疑問です。様々な家電、自動車、照明器具、これはエネルギーをよく使っても3%くらいしか使っておりませんで、残りの90%はエネルギーのロスが発生しています。まずは再生可能エネルギーも大変必要ですが、白物家電メーカー、そしてインフラを整備している大企業にエネルギーを使わない、ロスを発生させない、せめて50%エネルギーをきっちり使う、ロスも50%までに抑える、そういう条例などを作っていくことが必要です。条例を作ったり、法整備をしていくことが重要だと思います。そうすれば、発電量を増やさなくても、再生可能エネルギーや原発がなくても、今の50%のエネルギーでやっていける。そういう家電なり設備というものを積極的に褒賞するとか、アワードを作って応募するとか、公募するような学生さんを啓蒙するとか、まずそういうエネルギーのロスがあるという啓蒙活動をしていかなければいけないですし、それと併せて私ははじめて削減計画だと思います。市民電力を作ろうという市川の運動がございまして、そちらの会に参加しました。原発の影響は、市川市では、表には出ていませんが、それでやっぱりそういうことを心配しているお年寄りの方々は、未来の子供たちに原発のない街を作りたいと願っているから、市民の既にある運動とか団体を行政がバックアップする仕組みを作っていく。資金調達は後から考えればいいわけです。私は積極的にやっていくことが必要だと思います。鮎川会長の意見書は大変賛成です。特に市民がやっていく再生可能エネルギーを積極的にやっていただきたいと思います。応援するような計画案を作っていただきたいと思います。以上です。

鮎川会長 計画は、私ではなく、皆さんで作るものです。

小倉委員 千葉大の小倉です。

色々な話を聞かせていただきました。私の専門は環境エネルギーシステムです。大学では次世代技術の導入ということで、例えば太陽熱だけで冷房、冷凍までやってしまおうとか、様々な技術を出しています。皆さんが意見を出されている中で、本当はかなり素晴らしい方向に向かって議論されていると感じています。その中でやはり一番のキーワードは循環型社会だと言ったときに、皆

さんはまずゴミとかマテリアルのことを言われますが、エネルギーも循環なのです。エネルギーとマテリアルの循環だということを皆さんも感覚ではお分かりだと思います。例えばマテリアルでは都市鉱山というものがあって、携帯電話機などが、また、エネルギーについても廃熱はごみ焼却場だけでなく、工場なり車のエンジンなり、エアコンの廃熱とか沢山あります。先程もあげられていましたけど、90%とは言いませんが、3分の2は本当に廃熱として捨てられています。ですからこれを回収して太陽熱、廃熱、冷房と活用していくと捨てている熱を使える。エネルギー循環型社会というのを再生可能エネルギーと呼ばれているものだけではなく、たくさん導入していくようにされたいと思います。それで、気持ちは諮問案にたくさん入っているので、表に出ていない部分で、例えばこのパンフレットには焼却炉の廃熱しか書いていませんが、工場廃熱の利用や物質とエネルギーの循環などについて書いたらいいと思います。7番もそうですね。循環型社会は廃棄物と廃エネルギー、今はエネルギーの3Rと表現するのでしょうか。

鮎川会長 廃熱の効率利用ですね。

小倉委員 CO₂の計算の件ですが、ここはとても都市に近いですが、郊外では乗用車をよく使っています。確かにデータは出さなくなってきましたが、いろいろな自治体で地球温暖化対策をやっていますが、ある程度データを出しています。LPGは個別に会社で出ます。瓦斯会社も出ます。電気は要相談だと思いますが、こういう形なら出せると電力会社の方から言ってくると思います。灯油はちょっと難しくて、買ったらどこで使われているかという問題があります。ただ自動車に関してはきちんと計算しないと不利になっていると思います。運輸部門が減らないとされていますが、計算方法も含めて事務局の方に答えていただきたいと思います。

稲葉課長 今、小倉委員の方からありました運輸に関しましては、先程も資料3でも申し上げましたが、2025年さらに2030年と、他の部門では、全て2割から3割減というのに対して運輸部門だけがプラスになってしまっているということでございます。これについては、本編のほうにも、自動車の推移を、保有台数は統計上のデータを利用しているのですが、37ページの図3-18を示してございます。市川市業態別自動車の二酸化炭素排出量ということで、二酸化炭素に換算したものでございますが、2008年と2009年のところに非常に大きな段差がございまして。特にこれは色分けしてあるので一目瞭然ですが、貨物営業用という貨物営業用の自動車の数値が非常に上がってしまっています。これに関して

は、統計上振り返って、計算をし直したりいたしました。実は1台当たりのエネルギー使用量が、2008年と2009年でかなり変わっております。これが1.5倍くらい急に上がってしまっています。2008年から2009年の統計の変更に關して若干の補正係数はかけているのですが、それでもこのように非常に高くなってしまって、それ以降ずっと高い状態が続いているという状況になっております。先程から申し上げておりますとおり、私どもの現時点での基準年は2005年、平成17年ですので、2005年に対してやはり2009年以降が上がってしまっているデータで、ある程度将来の予測をしますと各自動車個体では、燃費も上がっていくというようには考えておりますが、なかなか保有台数もそれほど減らないという推計も出ておりますし、先程申し上げた1台当たりのエネルギー使用量が途中から上がってしまったということもありまして、運輸部門については上がってしまっているということでございます。なお、これについては、先程もご指摘いただきましたが、2009年度以降のものでもう一度、将来推計をさせていただいて、その中で、例えば基準年をあえて2009年ですとか、運輸部門については基準年を見直すというようなことも含めて、実態に即した目標の設定が必要ではないかというように、私どもも考えております。できればもう少し時間をいただいて、次回の審議会には、新たなご提案をさせていただければと思っております。以上でございます。

小倉委員 ということは、保有台数のほか、走行距離、燃費など考慮していないということですか。

稲葉課長 そうなります。

小倉委員 それ自体非常に問題だと思います。保有台数の掛け算だけしていると非常におかしいことになります。燃費自体すごい勢いで上がっていますから、係数が上がるわけがないのです。国と合わせないといけないということもあるかもしれませんが、本当は保有台数と、それぞれの平均走行距離、燃費くらいは使って、それと比較するなど参考のために載せるとかしないとCO₂の計算は厳しいですね。

鮎川会長 ありがとうございました。

データ上では、不備もあるのではないかと考えております。今回の見直しでは時間が無いと思いますが、市川市民に対して、温暖化対策としてこういう活動しますと言った時に、結果や成果が見えない、自分たちが努力する成果が見えないというような行動計画を作っても、あまり意味がないと思われるので、

やはりここには皆に分かるような、データが出せる部分は出して、そこにはデータで目標を作るとか、あるいはデータが得られない分野については、むしろ、何を何台置く、とか何を何台置き換えるとか、色々な都市工学の観点からも廃熱をどれくらい利用するとか、そういうような見える部分での目標を作ることが重要だと思います。いかがでしょうか。

石原委員 石原です。

今日の審議をまとめる方向にあたっての話をさせていただきます。

先程の福田副会長も小倉さんもおっしゃっていたデータの問題。これはやっぱり大きいと思っています。前回、説明も聞いておりましたが、全国のデータや千葉県から類推しています。これは何とかならないものでしょうか。まさに小倉さんが仰っていますが、例えば車も、市川市で何か努力したものがあつたら、換算する時に考慮していただきたい。そうしないと、例えば千葉市ではこういうエネルギーの使い方をしていきますといっても、郊外が広い千葉市と市川市ではかなり状況が違うはずです。

それから CO₂削減量とエネルギーの消費量、エネルギー原単位の話。これは私は、何回も言っていますが、会長が仰るとおり CO₂の排出量というのは、まさにこのエネルギーミックスの問題であり、これが変わっただけでも、今は1.4倍とさっき仰っていましたが、これに影響が出てくるわけです。我々はこんなに努力したのにと、市民が見て自分と関係ないところで CO₂が増えていつては何にもならない。ですから、計画の冒頭で地球温暖化が大変問題になっていて、これを何とかしないといけないというところでは CO₂から入っていつてよいのですが、そこで一つ段階を置いて、そのためにはエネルギーの原単位の話と CO₂の係数の話があることをしっかりとっておく。そして係数のほうは私たちは何もできないのだから、原単位あるいは使用量のほうをどうやっていくかという話をしなくてはならない。この様に2段階に、ここを分かるように書いたらいいのじゃないかって思うんですね。そこを何とか工夫してもらいたいと思います。

私も原発反対とか思っていますが、原発の話はこの計画作りの中では置いておいて、テーマを絞っていかないといけないと思います。

鮎川会長 ありがとうございます。

時間も押しています。今日は、この基本目標から二酸化炭素、算定方法に関する考え方についてそろそろまとめに入りたいと思います。

石原委員 データをもう少しご検討ください。

鮎川会長 事務局は、データの件で検討をお願いします。

石橋主幹 恐れ入りますが、お手元の資料の 120 ページのカラー刷りのものの 86 ページをお願いいたします。

こちらに資料 3 といたしまして、温室効果ガス排出量削減可能量の算定方法ということで、1 番には市川市の現況について推計した計算方法が載せてございます。例えば、民生家庭部門につきましては、電力について、県の家庭部門の燃料別消費量を世帯数を用いて按分するというので、千葉県と市川市の世帯数の割合での按分。そして、ここに市川市の一世帯当たりの人数と千葉県の一世帯当たりの人数の割合で補正してから一定の係数を掛けるという計算方法になってございます。なお、資料では市川市、千葉県 1 世帯当たり電力量と記載しておりますがそれぞれの世帯当たり人数の誤りでございますので訂正させていただきます。失礼いたしました。

それから都市ガスは課長から説明がございましたように、市川市の販売実数そのものでございます。

灯油につきましては、ここに書いてございますように、県庁所在地千葉市の家庭の年間購入量に市川市の単身世帯数の割合で補正するなど、少しずつ市川市の特性が反映されるような形で、かつ国のガイドラインに沿った算定方法となっています。

それから小倉委員の方からご質問、ご指摘のございました運輸部門につきましては、87 ページの運輸部門、ガソリン、軽油、LPG 自動車については、こちらにお示ししましたような算定方法になっておりまして、関東の自動車燃料消費量及び自動車保有台数から、市川市の保有台数、燃料別の保有台数を割戻しまして、排出係数をかけて算出した形になってございます。

こちらについては、次回、もう一度説明させていただきたいと思います。以上です。

福田副会長 計算方法はよくわかりましたが、この計画の中で CO₂ の削減だけを捉えますと、皆さんの意見にあったように排出係数で排出量が変わってくる。その時々で排出係数が変わるたびに排出量が変わって対策の効果が見えにくい。

まず、エネルギーの使用量を書いて、次に排出係数をかけた CO₂ の削減量を示す。2 段階の記載にしてはどうかという意見が多かったように思います。そのことについて事務局で検討していただきたいというのが委員の意見だと思いますが、いかがでしょうか。

稲葉課長 先程も少し触れましたが、活動量につきましては、平成 21 年 3 月に策定した現計画、地球温暖化対策推進プランでは、今仰られたような原単位や活動量を指標あるいは目標に掲げて、現在もこの計画の下に事業等を実施しております。このような考え方も、諮問案に加えるような形にできればという風に考えております。先程の自動車の関係とあわせて、次回の審議会までに事務局のひとつの案ということでお示しをさせていただければと思っております。以上です。

鮎川会長 ありがとうございます。

石原委員 目標年度を 2025 年にするのか、あるいは 2030 年にするのかということがあります。

鮎川会長 目標年度を 2025 年にするか 2030 年にするか、という話があったと思います。いずれにしても 2050 年には一人当たり 2 トンにするという排出量の目標に向けて、国の計画は、今のところ 2030 年からいきなり 2050 年にすごく飛んでいます。諮問案も 2025 年から 2050 年まで間が空いているので、これをどうするのかと。2030 年も設けるのか。事務局の考えはどうか。

稲葉課長 2025 年を中期目標に掲げた理由でございますけれども、市川市のまちづくりの基本となっております総合計画の中の基本構想では 2025 年のまちを描きながら、今、現状進んでいるところでございます。その基本構想の 2025 年と今回の温暖化対策実行計画における中期目標を合わせるという形で諮問案では 2025 年を中期目標として掲げています。今、会長からもございましたとおり、長期的な目標は 2050 年で、短期といいますかこの 5 年計画で 2020 年ということになりますと、中期目標が大分手前にあるというような印象もございますし、当然 2020 年から 25 年まで 5 年間しかございませんので、そういったことを考え合わせますと、先程、6 月に、国が 2030 年というのをひとつの目標年度として掲げたこともあわせて考えますと、基本構想の 2025 年にとらわれず、2030 年というものを中期目標に掲げた場合のメリットとしては、各自治体等が今後また温暖化対策の計画の見直し等をした場合に、中期的な目標は国とあわせて 2030 年にしてくるという可能性が十分考えられますので、他の自治体と市川市の進捗も含めて比較検討やデータのやり取り等をする際に、2025 年ではなくて 2030 年にした方がメリットがあるということはあるかと思えます。ただし、先程の市川市の基本構想は 2025 年ということですので、どちらを選択したほうがよいのか、是非、審議会からの適切なご意見等をいただければと思っております。

鮎川会長 ありがとうございます。

国が2030年をあげたのは、今年の12月に開かれるCOP21で2020年以降の新しい議定書ができるはずですが、その時の約束期間というのが多分、2020年から2030年といわれています。2030年目標というのを各国が出してきていますので、国も2030年ということにしたのですが、市川市は2020年から25年という5年という短い期間のほうが本当はやりやすいですね、計画を立てるにも、見直すにしても。ですから、25年そのままおいて、2030年をとりあえず考えて、また25年の何年か前には見直しをして、2025年から30年の目標をたてるというふうに、順番に5年毎とか8年毎とか、それくらいの短期間のスパンで見直して行って、2050年に向かって行くというような方向性を立てたらどうでしょうか。

石原委員 つまり25年も踏まえて、30年ももう一段目標年次とするということですか。

鮎川会長 事務局では、先程、2030年も検討するという話でした。ですから、ある程度、2030年はこうなるでしょうという推計をしつつ、目標としては2025年にしておいて、市川市独自の計画を立てる。2030年の見通しのようなものを作っておいて、もう少ししたらそれを見直す。そういう形で5年毎くらいに見直していくと、計画の進捗状況のチェックもやりやすいのではないかと思います。

福田副会長 会長の意見にあったことについて、事務局は今後の見直しの中で、検討してもらおうということによろしいでしょうか。答申に入れば、2030年も計画にすべきだということになります。それを踏まえて、今後検討してください。

稲葉課長 分かりました。

福田副会長 委員の皆さんも今日の意見を踏まえて、2025年がいいのか2030年がいいのか、それとも5年毎の計画にするほうがいいのか、もう一度ご確認、ご検討いただきたいということで、よろしいでしょうか。

石原委員 私は諮問案では中間年に2025年があつて、それを2030年に変更するか否かを審議できればと思います。

福田副会長 今、この場で結論を出す必要はないと思います。事務局もここで答えは出ないと思いますから。今の意見を踏まえて、次回のときまでに検討していただき

たい、ということでよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

長友委員 反論ではありませんが、25 年でも 30 年でもどっちでもよいと思います。国は 2030 年。それは世界とのバランスもあって、それと整合がとれていて、国と市の目標の関係がはっきりしているということが大事です。市の 2025 年度の目標が、国の 2030 年の目標とどういう関係になっているのか。大体、平均的に年 1%の削減です、国も外国も。国との整合性を踏まえて、市にきちんと様々な目標や数値があるなら、それとも整合がとれて説明ができるならよいと思います。

鮎川会長 ありがとうございます。

長友委員 最初にコメントした 3 つのことに對して次回までに何かご検討していただけるのですか。

福田副会長 長友委員からの 3 つの質問、意見に対して次回までに事務局は考えを示されますか。

稲葉課長 はい、3 点ですね。削減目標の設定についての考え方、重点的な項目、メリハリをつけた目標ですとか、経済成長をもっとアピールすべき、というような点について、頂いた意見に対して、次回には事務局案ということで少し整理をさせていただきますので、また、その資料を基にご審議をいただければと思います。以上でございます。

福田副会長 ありがとうございます。
それでは、その他で事務局お願いします。

大山課長 定刻を過ぎておりますけれども、もう少々お時間をいただきまして、次第の 3、その他の報告についてさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、お手元の資料 6 をお願いいたします。

市川市環境保全条例施行規則別表第 10「特定工場等において発生する騒音又は振動に係る規制基準」の改正について、ご報告いたします。

はじめに、現行の市川市環境保全条例における特定工場等において発生する騒音・振動の規制についてご説明いたします。

条例では、一定規模以上の施設を有する工場・事業場を設置する場合には、その敷地協会における騒音・振動に係る規制基準が設定されております。

その基準が下の表、このお手元の表になりますけれども、ここでは騒音の規制基準を例にお示しさせていただいております。

この騒音の規制基準の表では、右側の列が住居専用地域や商業地域などの用途地域、一番上の行には時間帯になりますけれども、8時から19時までの昼間の時間帯、6時から8時まで、及び19時から22時までを朝・夕の時間帯、22時から翌朝6時までの時間帯を夜間の時間帯として時間区分を表してございます。

また、この表の中では、規制基準値が時間帯区分ごとに2列示してございますが、まず左側の列の数字をご覧ください。

例えば、上から3行目の商業地域に事業場がある場合、この事業場に対して、8時から19時までの昼の時間帯では65dB、6時から8時、及び19時から22時までの時間帯は60dB、22時から翌朝6時までの時間帯は50dBという基準が適用されることとなります。

これが通常の規制の考え方になりますが、下線が、丸の二番目になりますけれども、下線が引いてあります、病院や学校、保育所、特別養護老人ホームなどの施設の周囲50メートルの範囲に位置する特定工場等につきましては、これから学校等施設の静穏な環境を保全するという観点から、通常の規制基準値よりも5デシベル減じた値、すなわち規制基準が5dB厳しくなっております。

これが表の規制基準の網掛け部分になりますが、同じく商業地域を例にとりますと、8時から19時までの商業地域内の特定工場等の基準値は65dBですが、これが学校等の周辺50メートルの区域内の場合は右側の網掛け部分となり、5dB厳しい60dBということになります。

他の用途地域、時間区分におきましても同様ですが、これを図でご説明いたしますと、下の図をご覧ください。資料1の一番下の部分になりますけれども、学校等の周辺区域の規制のイメージの部分ですが、まず太線に囲まれた部分が学校等ということで、この学校の敷地の周囲50メートルの範囲、太線と細い線の間部分になりますけれども、この範囲内に工場等がある場合は、通常の基準値より5dB厳しい数値となります。

従いまして、図の中で①の特定工場等につきましては、敷地が全てこの50メートルの範囲に入っておりますので、どの敷地境界においても5dB厳しい数値となります。②の工場の場合は敷地が50メートルのラインをまたいでおりますので、この図で申し上げますと、50メートルの範囲に入っている左側半分の敷地境界は5dB厳しい基準値に、右側半分については通常通りの基準値ということになります。そして、③の工場については、50メートルの範囲外になりますので、通常通りの規制基準値となっております。

以上が資料6の1ページ目、表面になりますけれども、現行の特定工場等に

において発生する騒音・振動の規制についての説明になります。

次に、現行の騒音・振動の規制を改正することになりました経緯について、ご説明いたします。

資料6の裏面をご覧ください。

市川市環境保全条例の騒音・振動に関する規制の考え方は、環境省が所管しております騒音規制法、振動規制法に準じておりますので、これらの法律に従いまして、ただいまご説明いたしました騒音・振動の規制が規程されてございます。

具体的な国の改正の内容についてでございますけれども、裏面の一番上でございますが、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が施行されまして、新たに「幼保連携型認定こども園」が規定されましたことを受けまして、騒音規制法、振動規制法においても学校等の対象に「幼保連携型認定こども園」が追加されたところでございます。

このことによって、改正のイメージにもございますとおり、学校・保育園等の周囲の概ね50メートル以内において、特定工場等を設置する場合、騒音・振動の規制基準が5デシベル厳しくなるとの規制の対象に幼保連携型認定こども園が追加されまして、これまでの学校・幼稚園・保育園・幼保連携型認定こども園等の敷地の周囲概ね50メートル、という内容に改正されました。

このことを受けまして、本市においても方に準拠して、市川市環境保全条例施行規則を改正するものでございます。

そこで、最後になりますが、この法律に基づく改正を行ないますと、条例の内容がどのようなものか、ということが資料の裏面の3になります。

まずはじめにご説明しました規制基準値、表面になりますけれども、この表そのものについては変更はございませんが、これまでどおりの規制基準の適用となります。

従いまして、これまでの規制と基本的には変わりありませんが、一番下のイメージ図にもございますとおり、学校等の対象に幼保連携型認定こども園が追加される点が変更となりますので、今後、こども園の周囲50メートルの範囲内に工場等が設置される場合は、通常の規制基準よりも5dB厳しい基準が適用されることとなります。

資料6に関するご報告は以上でございます。

鮎川会長

ありがとうございました。

何か質問はございますでしょうか。

それでは、そろそろ時間も押しておりますので、本日予定しておりました議題は全て終了としたいと思います。

委員の皆様方から会議全体を通して、ご意見・ご質問がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょう。

無いようでしたら、本日の市川市環境審議会を閉会したいと思います。

ありがとうございました。